

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第49号

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市国民健康保険条例施行規則（昭和36年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 4 傷病手当金の支給期間は、令和2年1月1日から令和5年3月31日までの間で療養のため労務に服することができない期間とする。ただし、入院が継続する場合等は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。	附 則 4 傷病手当金の支給期間は、令和2年1月1日から令和4年12月31日までの間で療養のため労務に服することができない期間とする。ただし、入院が継続する場合等は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。